

令和4年第4回定例会議案一覽

市長提出追加議案

(令和4年9月21日提出 6件)

議案番号	件名	提案理由・要旨	議決月日	議決番号	議決結果
第67号追加議案	令和3年度本庄市一般会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 34,819,012,228円 歳出決算額 31,583,646,267円	11月25日	第76号	原案認定
第68号追加議案	令和3年度本庄市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 8,081,621,936円 歳出決算額 7,902,776,983円	11月25日	第77号	原案認定
第69号追加議案	令和3年度本庄市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 6,298,305,854円 歳出決算額 6,267,025,781円	11月25日	第78号	原案認定
第70号追加議案	令和3年度本庄市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 851,702,417円 歳出決算額 851,475,068円	11月25日	第79号	原案認定
第71号追加議案	令和3年度本庄市水道事業会計の利益の処分及び決算認定について	収益的収入決算額 1,644,361,022円 収益的支出決算額 1,508,899,148円 資本的収入決算額 175,255,750円 資本的支出決算額 796,471,043円	11月25日	第80号	原案可決及び認定
第72号追加議案	令和3年度本庄市下水道事業会計の利益の処分及び決算認定について	収益的収入決算額 2,008,015,064円 収益的支出決算額 1,754,452,595円 資本的収入決算額 1,872,793,179円 資本的支出決算額 2,408,244,823円	11月25日	第81号	原案可決及び認定

市長提出議案

(令和4年11月25日提出 15件)

議案番号	件名	提案理由・要旨	議決月日	議決番号	議決結果
第74号議案	本庄市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例を廃止する条例	本庄市勤労青少年ホームを廃止したいので、この案を提出するものである。	12月21日	第85号	原案可決
第75号議案	本庄市手数料条例の一部を改正する条例	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る認定申請の単位を変更したいので、この案を提出するものである。	12月21日	第83号	原案可決
第76号議案	本庄市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法施行令に基づき、本庄市介護認定審査会の委員の任期を定めたいので、この案を提出するものである。	12月21日	第90号	原案可決
第77号議案	本庄市水道事業給水条例の一部を改正する条例	適正な受益者負担を確保するための手数料の見直しを踏まえ、水道に関する証明をするときに係る手数料を改正したいので、この案を提出するものである。	12月21日	第86号	原案可決
第78号議案	本庄市下水道条例の一部を改正する条例	指定下水道工事店の指定等に係る手数料の明確化による見直しに伴い、指定下水道工事店の指定等に係る手数料を改正等したいので、この案を提出するものである。	12月21日	第87号	原案可決
第79号議案	本庄市総合振興計画基本構想の変更について	本庄市総合振興計画基本構想の一部を変更したいので、この案を提出するものである。	12月21日	第84号	原案可決
第80号議案	指定管理者の指定について	本庄市老人福祉センターつきみ荘の管理に関し、本庄ファンクラブ・東庄共同体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。	12月21日	第91号	原案可決
第81号議案	指定管理者の指定について	本庄市民文化会館の管理に関し、NPO法人地域環境緑創造交流協会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。	12月21日	第92号	原案可決

第82号議案	本庄市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	教育委員会委員 落合 崇志 氏が令和5年2月17日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により本庄市教育委員会委員として 落合 崇志 氏を任命したいので、この案を提出するものである。	11月29日	第82号	原案同意
第83号議案	令和4年度本庄市一般会計補正予算(第8号)	歳入歳出予算の補正 補正予算額 1,984,251,000円 総額 33,559,417,000円 繰越明許費の補正 債務負担行為の補正 地方債の補正	12月21日	第96号	原案可決
第84号議案	令和4年度本庄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の補正 補正予算額 51,813,000円 総額 8,033,064,000円 債務負担行為の補正	12月21日	第93号	原案可決
第85号議案	令和4年度本庄市介護保険特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の補正 補正予算額 67,000円 総額 6,445,397,000円 債務負担行為の補正	12月21日	第94号	原案可決
第86号議案	令和4年度本庄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の補正 補正予算額 755,000円 総額 967,357,000円 債務負担行為	12月21日	第95号	原案可決
第87号議案	令和4年度本庄市水道事業会計補正予算(第3号)	業務の予定量 収益的収入補正予定額 Δ2,054,000円 総額 1,625,434,000円 収益的支出補正予定額 27,617,000円 総額 1,657,514,000円 資本的収入補正予定額 Δ5,042,000円 総額 202,316,000円 資本的支出補正予定額 Δ169,000円 総額 979,811,000円 債務負担行為 議会の議決を経なければ流用することのできない経費	12月21日	第88号	原案可決
第88号議案	令和4年度本庄市下水道事業会計補正予算(第2号)	収益的収入補正予定額 2,211,000円 総額 2,155,863,000円 収益的支出補正予定額 2,219,000円 総額 1,984,391,000円 資本的収入補正予定額 Δ5,918,000円 総額 1,499,636,000円 資本的支出補正予定額 Δ5,918,000円 総額 1,911,094,000円 債務負担行為 企業債 他会計からの補助金	12月21日	第89号	原案可決

市長提出追加議案

(令和4年12月21日提出 8件)

議案番号	件名	提案理由・要旨	議決月日	議決番号	議決結果
第89号追加議案	本庄市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	市議会の議員の期末手当を改定したいので、この案を提出するものである。	12月21日	第97号	原案可決
第90号追加議案	本庄市の市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	市長、副市長及び教育長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものである。	12月21日	第98号	原案可決
第91号追加議案	本庄市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与を改定したいので、この案を提出するものである。	12月21日	第99号	原案可決
第92号追加議案	令和4年度本庄市一般会計補正予算(第9号)	歳入歳出予算の補正 補正予算額 33,198,000円 総額 33,592,615,000円	12月21日	第100号	原案可決
第93号追加議案	令和4年度本庄市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の補正 補正予算額 810,000円 総額 8,033,874,000円	12月21日	第101号	原案可決
第94号追加議案	令和4年度本庄市介護保険特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の補正 補正予算額 925,000円 総額 6,446,322,000円	12月21日	第102号	原案可決

第95号追加議案	令和4年度本庄市水道事業会計補正予算(第4号)	収益的支出補正予定額 976,000円 総額 1,658,490,000円 資本的支出補正予定額 106,000円 総額 979,917,000円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費	12月21日	第103号	原案可決
第96号追加議案	令和4年度本庄市下水道事業会計補正予算(第3号)	収益的収入補正予定額 130,000円 総額 2,155,993,000円 収益的支出補正予定額 628,000円 総額 1,985,019,000円 資本的収入補正予定額 347,000円 総額 1,499,983,000円 資本的支出補正予定額 347,000円 総額 1,911,441,000円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 他会計からの補助金	12月21日	第104号	原案可決

議員提出議案

(令和4年12月21日提出 1件)

議案番号	件名	提案理由・要旨	議決月日	議決番号	議決結果
議第3号議案	建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の補助制度の拡充と法改正の周知を求める意見書	<p>我が国では昭和45年から平成2年にかけて、主に建築物の建材に使用する目的で年間約30万トンものアスベスト(石綿)が輸入されており、平成16年までには1000万トンが諸外国から輸入された。</p> <p>アスベストは昭和50年の特定化学物質等障害予防規則の改正を皮切りに段階的に規制され、平成18年に労働安全衛生法施行令の改正により、アスベスト含有率が0.1%を超えるものの製造や輸入、使用が全面的に禁止された。</p> <p>法改正前の平成18年以前の建築物に使用された可能性のあるアスベストが、建築物の解体・改修時に飛散し健康被害を及ぼす恐れがあるため、令和2年に「大気汚染防止法」や「石綿障害予防規則」が改正された。</p> <p>この改正により、飛散性の高い吹付け石綿などのレベル1、石綿含有保温材などのレベル2に加え、飛散性の低い石綿含有成形板などのレベル3も含め、全てのアスベスト含有建材が規制の対象となった。</p> <p>令和4年4月からは、80㎡以上の解体、100万円以上の改修工事など一定規模以上の解体・改修工事の場合、元請業者(または自主施工者)にアスベスト含有の事前調査結果を都道府県等に報告することが義務付けられた。</p> <p>アスベストの調査・除去に対して、国土交通省の補助制度により、「埼玉県民間建築物アスベスト対策事業」として補助がされているが、補助対象はレベル1である吹付けアスベストやアスベスト含有吹付け口</p>	12月21日	第105号	原案可決

ックウールなどに限定されており、戸建て建築物や小規模ビルなど、石綿含有成形板などのレベル3を使用する多くの建物には適用されない。

今後、法改正以前に建てられた建築物の解体・改修工事が増加すると思われるが、その調査や除去にかかる費用は建物所有者である国民一人ひとりが負担することになる。

空き家の増加が社会的問題となる中、建築物の改修や解体に際して建物所有者に費用負担が増えることは望ましいことではなく、補助制度の拡充が必要である。同時に、アスベストに関する法改正があったことをほとんどの国民が認知していないことから、改正された法に従い調査を行う業者ではなく、安いという理由で調査を行わない業者へ解体・改修工事を請け負わせてしまう可能性もあり、一部の法を遵守しない業者と法の改正を知らない国民によって、解体・改修工事が行われれば、健康被害へ繋がる懸念される。

以上により、国に対し、下記事項の実現を強く要望するものである。

#### 記

1 国土交通省所管の交付事業である「住宅・建築物アスベスト改修事業」の調査・除去の補助制度の対象を飛散性の低い石綿含有成形板などのレベル3まで含め拡充すること。

2 アスベスト関連法である「大気汚染防止法」「石綿障害予防規則」が改正され、アスベスト含有の事前調査が施主負担で義務付けられたことを国民に分かりやすく周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。